

国立大学法人京都大学教職員給与規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略) (拠点手当) 第33条の5 国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第50条第1項の組織において研究に従事する教員及び国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号）第2条第1項第2号に規定するiPS細胞研究プログラムを実施するための研究に従事する教員には、拠点手当を支給することができる。</p> <p><u>2</u> 前項の手当の月額は、<u>300,000円</u>までの範囲内の額とする。</p> <p><u>3</u> (略) (後 略)</p>	<p>(拠点手当) 第33条の5 (同 左)</p> <p><u>2</u> 前項に定めるもののほか、国際的に卓越した研究、教育等に従事するものとして総長が別に定める教員には、拠点手当を支給する。</p> <p><u>3</u> 前2項の手当の月額は、<u>1,200,000円</u>までの範囲内の額とする。</p> <p><u>4</u> (同 左)</p> <p>附 則（令和5年達示第48号） この規程は、令和5年11月28日から施行する。</p>